

# 高松藩に於ける砂糖爲替の研究

兒 玉 洋 一

- 一 序 言
- 二 我が國に於ける「爲替」意義の史的考察
- 三 砂糖爲替の經濟史的意義
- 四 砂糖爲替の種類と各場合の意義
- 五 役所系統と糖業統制問題
- 六 砂糖會所及び出會所の問題
- 七 讃糖生産力遞増の問題
- 八 車株・仲買株・砂糖組船株讓渡の問題
- 九 結 言

## 一 序 言

高松藩の砂糖は、塩及び綿と共に「讃岐」の三白と謂はれ、徳川時代に於ける此の藩の主要物産たりしこと

は世間周知の事實であるが、こゝに日本經濟史上乃至經濟政策史の立場よりして極めて注目すべき一つの現象が存する。

それは明治維新の際に他の諸藩が未曾有の經濟的難局に彷徨せるさなかに、ひとり我高松藩は天保初年の極度の財政窮迫を切抜けて同六年以後の方策よろしきを得たるがため、廢藩の際には大藏省へ引繼ぎし金のみにも百萬圓を下らなかつたと傳へられる史實であり、此等の成功せる著例の研究を當時の「砂糖方御用日記」類より推して實證的に集約し體系を整へようとするのが拙稿の目的である。

概觀して此の砂糖爲替の研究は三期に分割し得よう。其の第一期は寛政六年より天保六年迄、第二期は天保六年より明治維新迄、第三期は明治維新以後とするのが便宜であるが、本稿に於ては第二期の研究に基底をおき、高松藩が藩富を致さんが爲に糖業を藩經濟の基幹とし、新設の大坂砂糖會所に於て水揚し、主として關西方面に賣捌を行ひ、大いに積極的專賣類似策を斷行した所謂大坂砂糖會所時代に重點をおくべく企圖せるものである。かゝる藩政時統制經濟下の仕方と理念が、今や大東亞共榮圈内の資金統制爲替問題の眞剣に顧慮せられるとき、<sup>(2)</sup>幾分かの参考資料ともならば筆者望外の幸せである。

## 二 我が國に於ける「爲替」意義の史的考察

今日われわれが爲替と呼ぶ場合、それは我が國に於ても外國に於ても、現金を使用する事なくして爲替手形

を用ひて貸借の決済をする仕方乃至組織を指摘するが、本邦に於ける「かわせ」はすでに中世の「かわし」に端を發する。(3) 文献上の初見は「沙汰未練書」にありとせられるが、年貢收納地に於けるかゝる爲替(慶く割符とも呼ぶ)業務の發生は交通運輸の不便といふ自然的要因のもたらせるものといへよう。斯くしてかゝる爲替には錢を以てする替錢(かいせん・かへせん)と米錢を以てする替米とがあり、二者通じて「かわし」と言はれたやうである。いま茲に「東寺百合文書」及び「潮崎稜威主文書」により鎌倉・室町に於ける爲替手形の實例を示しつつ、其の意義を検討しよう。

永仁元年十二月の「東寺百合文書」<sup>本之</sup>に次の如きものがある。

「うけとるかへせにの事  
(替錢)

あはせて五貫文者

(件) (鎌倉)

右くたんのかへせに、かまくらにて給候とぬ、かのせにのかはりは、とうしのしつさうしのたいふのいかうの御はう

のもとより、五日がうちには、五貫文をさたしまいらせられ候へく候、もしいかなる事も候てやくそく日をもすき候

は、一はいのさたをいたすへく候、よてのちのために、しやうくたんのことし、  
(倍) (證)

永仁元年十二月二日

よりひら 在判

右文書によれば、鎌倉に在るよりひらは五貫文の替錢を受取り債務を負ふた譯であるが、その現金支拂は自ら振出人となつて五日以内に京都東寺の實相寺の大夫なる僧侶已講に支拂はせるといふのであり、絶対に支拂

約東日を違へぬ事、若しかゝる事あらば倍額辨償の責に任すべき事を明記してゐる。俗名「よりひら」は鎌倉の割符屋と見られるが、中世に於けるかゝる僧侶の金融機構の掌握は日本及びイタリ―經濟史の研究に於てわれわれの特に注目せんとする所である。而して中世前期の交通不便なる時代にあつては、支拂迄に相當時日を要するが爲に、その間に利息を附する契約も存し、すでに永仁五年の徳政では之が問題となつてゐる。<sup>(5)</sup>此の場合利息を附したる時は支拂に及ばずとされたる事例も存するが、結局利息なき場合は勿論の事、利息附の場合と雖も支拂人に於てともかく替錢の元本は絶対支拂を要すといふ元本維持・爲替保護の方寸確立せるため愈々爲替手形は寺社經濟を背景とし爲替屋・割符屋を媒介機關として發達するに至つた。謂ふまでもなく爲替取引の成立する爲には、多くの場合隔地者間の事なるが故に、取扱者の信用が問題となる。如何に擔保文言が立派であつても、爲替の引受乃至支拂行爲者に其の實力と信用が無ければ所詮成立を保し難く、爲替業務の發達は望めないのである。茲に於て當時の有力なる財政的背景に東寺或は熊野三山の存在せし事は、室町の亂世といへ、其の取引の安全性を首肯せしめるに十分であるといへよう。

享徳二年八月の熊野三山關係文書〔潮崎稜威<sup>(6)</sup>主文書〕に次の如きものがある。

借用申御料足之事

合拾貫文者

右之御用途ハ、那智山らうの御坊のにて候、借用申所也、但和泉之堺よりなち割符を取候て、參詣の先達に事傳候てさ

高松藩に於ける砂糖爲替の研究

## 第十七卷 第二、三號

(一四〇) 四〇

た可申候、其時此狀ハ判ニ點を御懸候て其先達に可渡給候、もし來九月中過候ハ、五文子の利分を加候て可進之候仍爲

後日狀如件

享徳貳年癸酉八月廿四日

備後千光寺空眞(花押)

土屋彈正政宗(花押)

なち山らうの御坊へ

右の「なち割符」は爲替手形の事であつて、備後尾道千光寺の僧空眞を先達と頼める土屋彈正政宗が熊野詣を思ひたち、那智山まで來りしも、此處に於て旅費缺乏せるため、此處の有力なる御師廊ノ坊より十貫文を借用せる爲替證文である。文中「さた(沙汰)」は渡すの意味、九月中適ぎ候はと五文子の利子を相渡すといふ文言は室町に於ける利息の觀念を確認しうるもの。爲替はかくして「かわし」文より發達し、徳川時代に於ては、殆ど現今見るが如き組織化する形式を備ふるまでに發達したのである。

十八世紀の初頭から十九世紀の前半にかけての近世江戸はまさに世界最大の都市であり、其の全盛時に於ける人口は百三四十萬を擁したと謂はれるが、一八〇一年のロンドン人口八十六萬五千に比して優に世界最大の消費地となつてゐた<sup>(8)</sup>。かゝる諸侯・武士の消費地たる江戸と生産配給の輻軸地たる大坂との間には、海陸よりする物資の配給・運輸と資金決済の方便の發達せざる理由は見出し難い。而して謂ふまでもなく商取引に於ては、大坂は常に債權者の立場にたち、江戸は債務者の地位を帯びてゐた。債務者側は現金を送るの必要ありし

故、三度飛脚を用ひて債權者側に現金・爲替を現送したのであるが、此の煩を除去せん爲に「江戸爲替」が案出された。殿村平右衛門(自延寶八年至享保六年)の發意にかゝる江戸爲替はまさに諸侯の借金と商人の債權を連絡せるものである。大阪より江戸積の荷物代の如きは、下爲替と稱して今日の所謂代金取立手形を商人より買入れ之を江戸の兩替商に下して預置き他日賄其他諸費用に其都度取出したものであつて、これが「江戸爲替」の濫腸ともいはれよう。かゝる爲替取引の發達により大阪・江戸間の資金交通が中世にまして、より頻繁となり自由となつた事は贅言を要しなす。

更に明治維新の鴻業成り、新政府樹立されるや政府當局は、明治二年東京・大阪・西京・神戸・横濱・大津新潟及び敦賀に通商・爲替の兩會社を設立するが、此の爲替會社こそ我國銀行業の濫傷ともいはるべきものである。斯くて明治初期に於ては、爲替と金融の意義は極めて密接不可離の關係を有するに至るが、政府は當初此等民間の爲替(金融)業を啓培せん爲に巨額の資本を貸下けてゐる。例へば大阪爲替會社には四拾六萬圓、東京爲替會社には參拾參萬貳千圓の貸下金を交付してゐるのが見られる。<sup>(9)</sup>

### 三 砂糖爲替の經濟史的意義

既に上來精しく論證したる如く、「かわ(は)し」の概念は、中世に於ても更に又最近世に於ても、金融・資金融通の觀念と密接不可離の關係にたつものであるが、高松藩が糖業保護奨励のため天保六年以後確立せる資金

融通方法を何が故に「御爲替」<sup>(10)</sup>と汎稱し、更に又個々別々の貸付金を何々爲替と呼稱したかに就ては、徳川時代享保・元文の頃より盛行せる名目貸の觀念を以てせざるを得ない。<sup>(11)</sup>「爲替」に名を籍るところの合法的貸付金であると見られる。而して高松藩に於けるかゝる移出爲替金融獨占の場合には、他の祠堂金<sup>シドウキン</sup>・勸化金或は諸侯貸付金に屢々見られたる如き極端なる高利貸附は行はれずして、<sup>(12)</sup>月八朱九朱といふ、寧ろ當時としては低利の生産資金貸付が行はれたる點に藩致富の根源が存する如く思はれる。吾人は斯かる高松藩の糖業者に對する貸付が、大局的見地より見て、生産地高松の地に於て貸付られ、消費地大阪に於て收納するといふ逆爲替・在外資金の理論を以てせられ、然も貸付には多くの場合藩札を以てし、納入には利子附帯の現銀を以てする所に無限の藩財政の強みを感じる。蓋し、徳川時代に於ける各藩は、楮幣の發行權に就ては幕府認可のもとに之を有してゐたが、硬貨のそれは有しなかつた筈であり、恐らくは高松藩が意識的に行つたであらう所の此の正貨獲得擁護の理法は幕末に於ける極めて進歩的な經濟政策として、政策史の立場からも一應究明せらるべき命題となるであらう。結論を端的に言へば、高松藩に於ては天保六年砂糖の專賣實施當初に於ける藩札發行高は四萬兩に過ぎなかつたが、後には七八十萬兩に上つたと謂はれ、これによつて吸收し得た正貨は天保七年以降明治四年に至る三十六年間に千八百八十三萬兩餘に上るであらうと推算される事實であり、<sup>(13)</sup>生産力増加の問題と共に併せ考ふべき問題となる。

高松藩に於ては、文化年間頼儀の時代に於て、すでに「彌通用銀札大數に相成、正金銀引換多く追々札會所

之引換元金銀拂底、無餘義御世帯方の御貯金を以引換候様成行<sup>(14)</sup>とある如く藩札インフレーションの問題に苦しみ、更に正貨準備の不足をつけてゐる様であるが、文政當初と雖も「高松藩記」懿公<sup>(15)</sup>上に

「文政五年壬午秋初而御入部被<sup>レ</sup>成候得共、兼而御先代以來御勝手向必至と御指支之中、昨年御隠居御家督今年京都御使御勤彼是之御物入にて……大久保飛驒知行高之内千石當分指上、御家老共の内高祿之輩は何れも知行高之内相應指上げ御急場之御凌方御手傳仕候、此義は古來例も無<sup>レ</sup>之至而御不本意之御義に付、程なく追々御返し被<sup>レ</sup>下候得ども飛驒指上高は多分之義故御行届兼、是より十三年目天保五年甲午に至漸く御返し被<sup>レ</sup>下候」

と見える如く、天保五年に至るまで、九代藩主頼恕<sup>ヒト</sup>の賢明さを以てしても、財政的に餘裕を生ぜしめしものは見られないのであつて、役人の減俸を、大久保飛驒守の大口を除き、漸く十三年目に復活した模様である。

斯かる藩庫疲弊・銀札價值の下落せる苦闘時代に直面して藩主(頼恕)は算速水(政典)・木村通明(黙老)兩家老の如き財政家を登用し、文政八年十二月には、久米榮左衛門の思ひ切つた行財政整理案を用ゐんとしてゐる。今、彼の模範案を要約せば次の如くである。<sup>(16)</sup>

(一) 藩財源の増殖方法を講ずる事

(イ) 砂糖製造業者の保護策

(ロ) 坂出田を開くこと

高松藩に於ける砂糖爲替の研究



## (一六) 宇多津鹽田築造設計

(一) 城下への輸入商品を制限して國産品を奨励する事

(二) 五ヶ年間諸事節約の嚴令を發する事

(三) 節約年限中役人を三分の一に減する事

等であるが、此處に問題とすべき藩財源の獲得に就ては、坂出鹽田を開き、宇多津鹽田の築造設計、特に製糖業者に對しては徹底した保護策、專賣類の政策にいで、砂糖栽培資金・肥料代等の生産資金、大阪へ砂糖を輸送する爲の爲替資金の貸付を行はんとしたのである。久米榮左衛門は此等に就ては全く減私奉公自らを犠牲とし、決死の覺悟を以て當り、坂出鹽田開發の問題に就ては慥に大成功を收めたのであるが、彼は事前に中國地方・阿波・伊豫等の鹽田を巡視し、製鹽方法・其他賣買商慣習等を實地に踏査して胸中成算を得、遂に製糖業の保護策を講ずべきこと、併せて坂出墾地の頗る有利にして藩の收益を増し得ること、砂糖の利子金百三十五貫目・鹽の口銀百四十貫目、合せて二百七十五貫、之を米に直して四千石となり、輸入を減すること六七百貫目餘となるべき事を藩に向つて建白したのである。

既に糖業專賣政策にいでんとする藩主腦部の此の文政末の氣運は、天保六年十二月にいたり、札會所元占役日下儀左衛門の卓見により、一應勘定奉行の手を離れ、獨立會計濟し方として企畫成り、諸説噉々たる中に斷行、大いに成功を收めたのである。「高松藩記」に従へば、此の間の事情を次の如く傳へる。<sup>(17)</sup>

「兎や角評議中今年も暮に及、御役人共當惑のみにて致方無之候處、右儀左衛門事、經濟に長じ非常之器置有之者に付御信金銀御返濟之一卷を、勘定奉行の手を離し、儀左衛門へ御委任相成候はゞ、必其任に堪可申旨、寛速水申上候に付御蘭届に相成、右之通被仰付候、こゝに於て只今迄、御世帯方に而御借り金銀御返濟方に指向候積之米、金銀品々御濟し方役所へ受取、元立と致、急に札會所之在銀札を繰出し候て右之沙糖御爲替金御貸付に致、元利共速に正金を以大阪御屋敷へ相納させ、御借り金銀元利少々宛相拂、かなりに御義理を立申候、右爲替御貸付、今年は初年故少数に候得共追々願人相増、兩三年之後は、毎年八九萬兩餘拾萬兩、其後は拾四五萬兩貳拾萬兩に至、十月より十二月迄に御貸被下大阪にても役所相立、登り沙糖賣捌方差計ひ遣し、賣代を以御貸付金元利速に取納候に付、翌年四月迄には元利悉皆返納仕候」(傍點筆者)

斯くの如く天保六年末、御濟し方開設の準備金は御世帯方より一時借入れたる米及び金銀の類であつたが、之を引當として札會所より銀札を繰出し、所謂楮幣を發行して「沙糖御爲替金御貸付に致し元利共速に正金を以大阪御屋敷へ相納させ」たのであるが、此の繁榮の基礎は全く御爲替金御貸付に存するのであつて、此の御爲替の意義たるや決して狹義の單純なる送金を意味するのではなく、あくまでも廣義の貸付事業を包含せる資金融通を汎稱するものであると解される。斯くて高松藩に於ける砂糖爲替は、代金取立手形、大阪移出の爲替資金の貸付等の外に、生産資金の貸付方面に於ても重要な役割を演ずる事となる。更に又方式の完備せる事には、下部組織に於て組船の制を採り、五艘を以て一組とし、爲替金の返濟を滞る事なき様、次の如く連帶責任制を採らしめ、隣保互讓の精神に則り、大いに繁榮策を講ぜしあとが窺はれる。

高松藩に於ける砂糖爲替の研究

「沙糖を積送るには組船と稱する者あり、組船は五艘を以て一組と爲し、萬一爲替滯る時は組内より之を償ふの法なかりしが其の後は賣捌口錢の内より二十分の一を沙糖會所に預け置き、此の内より之を償ひ、幸にして無事の歳は其の積金を以て田畑を買入れ、組船の共有物と爲し、其の徳米を各自に分配し、萬一爲替滯る時は、其の田地を會所へ納むるの約をなせり、官亦此の法を嘉みして、特に組船の税を軽減したり、其の後組船の者共に田を殖すことを喜び、又抵當の田を納れず不納ある時は組船の者互に金を出して之を償ふの法を立てたり」(傍點筆者)

と「高松藩記」<sup>(18)</sup>に見え、海上の強固なる隣組組織と見られるが、文中「萬一爲替滯る時」の爲替など全く貸付金と同義に解してよからう。右は熊野三山關係文書に於ける借用證文が悉く「熊野三山爲御修覆從公儀御寄附被爲在於」と必ず用ゐて、「御修覆」、「御寄附」が殆ど名目的意義以上に出なかつたのと、同様の意味に於て、「爲替」の文言は狹義の立場に執着する必要なきものと斷定されるのである。

## 〔註〕

- (1) 「興業意見」卷二、一二〇頁(明治前期財政經濟史料集成「第十八卷」)
- (2) 谷口博士「大東亞經濟の理論」二〇九—三一頁
- (3) 本庄・黒庄兩博士「日本經濟史」二二六頁。平泉博士「中世に於ける社寺と社會との關係」一九七頁。三浦博士「法制史の研究」九一三—二四頁。古事類苑、産業部(二)四八六頁
- (4) 「日本經濟史辭典」上卷、二八八頁
- (5) 「金融大辭典」第一卷、三三〇頁
- (6) 拙著「熊野三山經濟史」一七二頁

(7) 斯かる場合の「沙汰」は「公命に應ずといふ」法制史的意義より遊離して「年貢を上納する」「物を贈りお渡しする」といふ經濟史的意義に解すべきである。すくなくとも筆者今日までの乏しき見解では斯くするが最も妥當であると考へる。

(8) E. Honjo, *The Social and Economic History of Japan, Kyoto, 1935*, pp. 145-187.

(9) 「日本經濟史辭典」上巻、二九〇頁

(10) 此の「御爲替」に於ては、誤字に非ざる面白き「爲御替」が「御用日記」に見られる。林田浦の大莊屋であり、更に會所引請人であつた渡邊愼之助氏所藏の尅大な「御用日記」「沙糖方御用日記」の隨所に「爲御替」の文字が散見する。

(11) 吉川秀造「明治政府と名目金」經濟史研究第一號。菅野博士「尾州家名目金」經濟史研究第四一號。堀江保藏「徳川時代の寺社名目金」經濟論叢第二七卷六號

(12) 日本經濟史辭典、上巻七二一頁、下巻一五八〇頁。拙著「熊野三山經濟史」三八〇—三九三頁

(13) 堀江保藏「近世日本の經濟政策」二九六頁

(14) 「増補高松藩記」二九六頁

(15) 同藩記、三四二頁。更に徳川時代の役人の減俸に就ては、拙稿「紀伊南龍公の經濟政策」(「内外研究」第七卷、第三・第四號所收)今高の新法の項参照。紀州藩に於ては、初代頼宜卿の時代に既に官吏減俸のあとが見られるが高松藩に於ても同藩記年表(五九七頁)に従へば、天保元年「九月府庫不支從來の減俸の外更に藩士の祿を減ず」とあつて、天保當初の財政不如意の姿が歴然と窺はれる。

高松藩に於ける砂糖爲替の研究

- (16) 岡田唯吉「久米榮左衛門建策の經濟政策」〔經濟史研究〕第十五卷四號所收
- (17) 「増補高松藩記」三八二頁
- (18) 「同」上「附録、九〇頁
- (19) 拙著「熊野三山經濟史」近世篇二二七—四四二頁

#### 四 砂糖爲替の種類と各場合の意義

高松藩に於ける完備にちかき爲替制度は、適切なる糖業統制と相俟つて、よく藩札の暴落を防ぎ、藩財政の急迫を救つたのであるが、これは又糖業者・生産者の側へも少からざる利便を提供した。いま此の砂糖爲替の種類を「御用日記」及び「高松藩記」の兩者より併せ考へると次の七種が考へられる。<sup>(1)</sup>

(イ) 船中爲替 産糖者は米・麥の如く秋收穫の時賣買する事が出来ず公租の納入に窮するから各其の必要に應じて田畑の不動産を擔保に「濟し方」に出させ、實際入用の額を精査の上貸付ける。此の貸付は、十月より十二月の製糖季節に於て製糖の價格の七分を貸付け、翌年八月に精算返納させる。利子は月九朱としてゐるが、其内二朱は會所持にして糖業者への貸付責任に任じてゐる。

(ロ) 船中荷爲替<sup>(2)</sup> 大阪へ積出す荷高に應じて荷主に貸付を行ひ、着阪より五日以内に大阪の砂糖會所に返納せしめた。此利子一分一朱であつて内四朱は會所の諸費に宛て、七朱を藩に納めた。

(ハ) 別段爲替 甘蔗植付人は、毎年十一月を限り税額の八分を納め、翌年六月を限り残りの二分を納めてゐたが、何れも石代貢納であつた。然るに、これでは納税期に白下糖を賣急ぐ弊を生じる爲め、白下糖を見込んで栽培者に資金を貸付ける方法を用ゐた。

(註) 慶應二年寅十二月の帳簿(渡邊英夫氏所藏文書)に、「別段御爲替銀並御濟方拜借銀貸方指引帳」といふのがあるが、鴨村千六百兩、林田村貳千五百兩、西庄村千四百兩、氏部村九百兩、神谷村六百兩、高屋村千兩、江尻村七百兩、福江村五百兩、阪出村五百兩、御供所村六拾兩、乃生村百五拾兩、青海村貳百兩と夫々各村別に別段爲替及び御濟し方への殘を示してをり、之に據つて別段爲替貸付が各村單位に行はれしとがほゞ明察される。

(二) 振替爲替 振替貸・振爲替とも呼んだが、砂糖價格の騰貴を待つに必要なる資金を貸付ける方法であつて、大抵十月に貸して翌年九月に收納せしものと謂はれる。

(ホ) 奥印爲替 肥料買入資金の貸付けである。甘蔗は多くの肥料を要し、收穫量を多くする爲には最も多くの肥料を施さねばならない。故に作付後該肥料の資本として適當の貸下金を要する。此の貸付には里正又は大庄屋の奥書を受け、砂糖會所へ申出づべきものとしてゐた。それ故奥印拜借の別名があつたのであらう。元は資金を貸與したが、他に流用する弊を生じたから、のちには實物即ち乾鰯・糖等の類を貸付けたと言はれる。

(ヘ) 古爲替 廻胎難破等の天災其他非常時變に遭遇したる場合行はれた貸付方法である。之は豫てより砂

會所に貯蓄させてある浦運上(一樽毎に舊藩札一分五厘を強制貯蓄させた豫備金)又は會所口錢を以て償却させても猶數年に涉らなければ精算し得ぬ場合があつたから斯く名付けたのであらう。而して此の爲替金の償還に就ては無利子年賦償還の特典を與へてゐた。

(ト) 春爲替 製糖時期に搬出しなかつた残糖を、春になつて運搬する時、其間の融通を爲すものである。此の春爲替は餘程警戒したらしく安政四年の「砂糖方御用日記」などには「春爲替ハ御出方甚タ六ヶ敷候而御付登リ之節送り書並扣共役所へ御差出ヒ成割印御爲濟ヒ成候而船頭へ御渡シ可ヒ成候無さ候而ハ大阪表ニ而取納不致候」とある。

以上述べたるところにより船中爲替・船中荷爲替・別段爲替・振替爲替・奥印爲替・古爲替・春爲替等は名目こそ爲替であるが、其の實質は全く藩が糖業者に對して爲せる資金貸付なるを知り得たのであるが、果して然らば此等の資金貸付が勘定奉行或は砂糖方の役人が直接行ひしものかといふに、決して左様ではなく、從來の砂糖問屋より抜擢せられたる會所引受人が、肥料の仕込から資金の貸付にいたるまで、利殖の實際的方面を引受けたのである。而して、これには村役人を使つて、村單位に資金を放出し、自らは春二・三月頃元入資金を砂糖方に仰ぎ、秋十一月に元利共砂糖方へ上納してゐた。渡邊氏文書には、毎歳の「砂糖方御用日記」の隨所に「拜借仕金之事」として、砂糖方より數千兩の資金を仰げるものが見られる。

一金千八百兩也

別

一九百兩也

三月元

一九百兩也

四月元

右者此度砂糖肥御貸方之義引受ヒ 仰付候ニ付爲元立金ニ而右之通拜借仕候所實正也引當之義ハ先達而指上御座候田地

山林等御見込可被下候然ル上ハ壹ヶ月八朱之利足ヲ加へ來ル十一月限正金ニ而上納可仕候爲後日仍如件

文久三年亥正月

林田浦砂糖會所引受人

渡 邊 愼 之 助 判

砂糖、方御役所

明治元年十一月の「大阪會所金請取書取納帳」に就いて見れば、前掲各爲替の場合を一括して「午(歲)製爲御替」控などとせるものがあり、内容を一瞥して、此の「御爲替」は「貸付金」とひとしきものと肯かせられる。而して、金錢貸借に就いては、何時の世にあつても資金融通に對し、その返済期限に濟し得ず滯れる例も多く存するが、百間町某氏の差入れたる文書に對し「其方親〇〇存生中去ル申年製爲替御貸附金御仕入肥代金莫大不納出來且亡祖父儀御拜借銀等相滯候分夫々取調急度申付方も在之候得共一件調中〇〇儀致病死最早右濟候儀ニ付不及其沙汰」とて藩は「格別之御憐愍ヲ以其方ニ引續砂糖會所引請人申付候」とされたる著例も存し

高松藩に於ける砂糖爲替の研究

(一五一) 五一



之に對し、一家内共和順ニ致後見人共申合彌節儉相守精々元銀上納方出來候様心掛可申候」と結んでゐる。高松藩が會所引請人に對して斯かる寛大な措置をとりつゝも、其の貸出に就ては徹頭徹尾限月延納放漫貸出を戒めたる例として次の如きものが存する。

東 西 砂 糖 會 所

甘蔗作付之者共へ御仕入肥之義者製作人共爲成様ニト格別之譯ヲ以正肥御貸付ヒ下候義ニ付而者兼而相宥有之候通每歲十一月限元利返納可仕管之處近頃限月延納ニ相成中ニ者翌年御貸渡之時節ニ至ル迄モ皆納不相成村方モ有之哉ニ相聞如何之事ニ候右貸付方之義ハ村役人共へ御任セ有之義付右様不締之義ハ有之間敷答ニ候處全躰各手元ニ而大任成貸方仕候義共ハ無之哉兼申聞有之通村役人見込之人別々外ニ貸渡候義ハ不相成尙又聊ニ而モ返納相滞居申候村方へハ一切貸渡無用ニ可仕候

正 月

右之通被仰渡有之尙右之趣大庄屋へ役所カ申參不洩様村々へ申觸ニ相成事」(4)

依之觀之、高松藩の砂糖金融は其資金の貸出に於て單なる純粹狹義の金融的流出方面のみに限らず、生産的流通の部面にも深く滲透し、更に村役人を通じて指導的立場にたち、極めて組織的に貸出を行ひ、役人に對しては取立責任を負はしめし跡が歴然と窺はれる。

## 五 役所系統と糖業統制問題

高松藩は砂糖會所の上に資本家として君臨し、田地・山林等の不動産を擔保として藩札、主として銀札を貸付け、必要な正金銀の獲得に便を得たのであるが、天保六年には極めて組織的なる産糖保護政策が樹立せられてゐる。砂糖方・濟し方・砂糖會所・砂糖取締役の四役所の設置がそれである。<sup>(5)</sup> 前二者は藩吏を任用せるものであり、後二者は農民及び町人の有力者を起用せる民吏であるが、就中會所は最も重要なものであり、之に就ては改めて次項に述べよう。

砂糖方は砂糖に關する一切の事務を總攬し、砂糖關係の貸下金を許可し、之を濟し方に通告し貸付を爲さしめる役所であるが、此等糖業従事の官吏全般には年々酒肴を賜ひ、特に下級官吏の優遇せられし例が「御用日記」の各所に散見する、濟し方はもともと勘定奉行に隸屬する砂糖關係の金錢出納の役所であると見られるが開設當初に於ては札會所の元占役日下儀左衛門の卓見は高く買はれた。之に就ては彼の意見を採用して藩主に取次げる家老笈速水の功績も見遁す事は出来ない。當時文化初期の銀札インフレイションを體驗せる高松藩吏の間に、斯かる貸付事業の危険性多きを主張して反對せる輩多かりしは、「扱右爲替御貸付之銀札は、多分札會所之空札を借受、御貸付に致候事に候得共、先年之如く、通用銀札之多きに苦み候事は曾て無之候、此事初之程は如何危み候者多く有之候得共、儀左衛門最初より洞見致候義有之聊も相動き不申候」とあるによつて諒知される。而して此の濟し方の意義は、糖業の利潤によつて藩債を辨濟する義に解されることは、高松藩記「懇公<sup>(7)</sup>」に、

「天保六年乙未十二月九日 新に御濟し方と申役所御取立、札會所元占役日下儀左衛門へ右役所引受兼勤被仰付、吟味役松原新平、北村佐七郎へ指加り被仰付候、右御濟し方と申は、江戸上方其餘とも、御借金銀御返辨方相計ひ候義にて前々より勘定奉行持前之義に御座候處此度引分け別人へ被仰付候子細は……昨甲午年にて満期に付、今年暮より相應御拂方無之候而は相濟不申」

とあるに依つて明察されよう。斯くて此の高松藩に於ける前記二役所系統は「御世帶方、札會所とは水魚の如くにて御都合宜く、公(第九代頼恕公)御末年には、札會所引換元金用意として、御濟し方にて御貯金相備に至申候……只今迄難義之第一たる御借金銀御返辨方、並札會所引替元之差配を、御濟し方にて引受申候間、此後は何角之融通能く、今年より少々宛之御遣ひ残り金有之候而、公御末年には御軍用並凶年御手當之御貯金も相應相備申候」とて、大いに治績をあげたる跡がしのばれる。

砂糖取締役は單に砂糖係とも謂はれ、砂糖増産の巨利あることを農民に誘導・勸奨するを以て任務とし、これには一郡中の富農特志の人を選び、其功如何によつて砂糖會所役員と齊しく帶刀を許し、或は士族に列し、拜謁を賜ふ特典があつた。更に下部組織として、一郡の里正又は富農の關與せる此等砂糖取締役の外に、五箇乃至七箇村に年行司があり、これは製造家の長たるもの春秋二季に集つて互選(年期は二年又は三年とす)し、此の年行司は時々各村の製糖場を視察して、粗製濫造を禁じ、又甘蔗の相場及び搾り人の勞賃をも決定し、總て不都合の事なき様勉めたものである。猶又製造家の長たるものに二十五軒に一名の組親があり、共に民選ではあるが其の

實官選と均しき權力を有し、糖業下部自治組織下に於て大いに活躍し、生産力の遞増に貢献せるものである。

砂糖會所は大川郡譽水の大山家文書によると、寛政十一年御用留<sup>レ</sup>などには政所の變形せるものとして『砂糖一件此已後會所ニ而取扱候』とあるものも存するが、其の多くは天保六年以前は有力なる砂糖問屋たりしもの、半民半官的存在であつて、其引請人には富裕なる者多く、自らの山林・田地を抵當として藩へ差出し、藩よりは巨額の銀札貸出を受け、之を殆ど自己の危険に於て糖業者に貸付け、萬一債務者が支拂に應ぜざる場合、或は能はざる場合は、自ら辨償の責務を負うてゐたのである。

他方生産者側の糖業組織より見れば、縮小屋及び搾屋が存する。當時讃岐の小農民は大部分縮小屋に於て石車を使用しつゝ、白下糖の製造を行つてゐたのであるが、天保六年、藩は此の白下糖製造業を株制度下に全部統制せんと企圖し、願出による鑑札を交付する事とし之を車株と稱した。車株は一枚に付き毎年二分の冥加金を徴收し、之は里正を通じて砂糖會所に納附せしめたが、糖業黄金時代の車株は五千五百の多數に上つたと謂はれる。<sup>(9)</sup>更に天保六年には、従来より白砂糖の製造を行つてゐた富農には搾り株が交附せられ、かゝる株制度下に其の獨占的地位を保障せられると同時に、領内百家に限られて嚴重なる統制監督下に入ることとなつた。而して藩に代つて、車株・搾り株・仲買株<sup>(註一)</sup>の下附並に冥加金の徴收に關與せるものは勿論砂糖會所であつた。

(註一) 仲買株とは縮小屋の製造せる白下糖の購入を業とする仲買人の株であり、此等の仲買人も亦統制せられて各冥

加金二朱を納めた。

此等役所側及び民間生産者側の統制組織確立するにつれ、すでに車株・仲買株・組船株の賣買譲渡する者も現はれるが、此等に就ては項を改めて述べよう。元來砂糖は生産者側より或は販賣時機の問題よりして相場の變動甚しきものであるが、前者に對しては高松藩は下部組織に連帶責任をとりしめ、後者に對しては一種の倉庫制をつくり、大阪方面に積出の産糖を最も適當なる時機に於て最も高價に賣却せんと企圖し、ために大阪砂糖會所に顧問商人をおき、當時最も信用ありし豪商黒川屋などが其の局に當つたのである。<sup>(10)</sup>

(註二) 砂糖相場の變動性激甚なるを天保六年藩統制策確立前の傳承と俚諺に就いて見れば、興味深き對比が生れる。寛政末の傳承には「四斗樽一挺の白砂糖は四斗樽一挺の錢につめられて大阪より歸る」とあるが、天保初期流行の守子唄には「砂糖作るなら強から作れ、末は薦着て門にたつ」と諺はれたと言はれる。前者後者を對比すれば、よくその得意と失意の相貌が窺はれる。

天保五年頃大阪に於ける讃州方砂糖問屋及び仲買について見るに、高松藩所屬の問屋仲間は「讃州方和糖引受問屋」と謂はれ、藩指定の特定の間屋に依つて「萬講」なる仲間が出来てゐた。而して文久元年の記録には大阪に於ける問屋は、丸清・阿波榮・丸喜・泉宇・丸喜之助・阿波仁・阿波喜・但馬小・佐野繁・天庄・阿波儀・阿波定・加賀伊・加賀喜・池伊・大根屋元助・佐野屋市太郎・龜屋善助の拾八軒であつたと謂はれる。<sup>(11)</sup>

天保十五年阿野郡などでは、砂糖値段下落のため小百姓共上納貢物に困窮し、天保五年以來の無利御貸米同

十五年に納むべきを更に一箇年猶豫されん事を坂出村組頭勘九郎・同御供所村孫助以下・西庄村・神谷村・かも村・青海村・福江村・林田村・高屋村・氏部村・乃生村・江尻村・木澤村の十一名の庄屋が大庄屋渡邊八郎右衛門・同本條利太右衛門に歎願し、此兩名の大莊屋は「此節に至砂糖値段大ニ下落仕其上駁と買人も無御座  
 ……午年御貸米之分壹ヶ年御指延被爲下候様願之趣誠ニ無餘義」とて辰(天保十一年)十二月上司に歎願書をとりにてゐる。<sup>(12)</sup>

最後に砂糖爲替拜借に就ては村役人がその借請に連帯保證の引受を爲し、奥印等にて拜借し、相場變動の危険負擔等をも爲すの故を以て林田村政所谷庄八以下十三名が大庄屋渡邊禎之助に筆紙料の名目を以て壹朱方利上し、其金を交付されん事を歎願せる文書に次の如きものが存する。文久四年「砂糖方御用日記」(渡邊氏文書)の終りに見える。

一 上 口

一、砂糖爲御替拜借之儀ニ付而ハ毎歳八歩御年貢等指支候節私共引請奥印ニ而拜借仕大坂表へ引當砂糖積登元利上納仕來居申御座テ以諸上納無事相立私共おゐても雖有仕合存候併右砂糖此元ニ而賣拂且下落等之節不納相成限月遲滞尙又振更拜借等奉願候節引當田地米盛取調指出來居申候右奥印爲御替之儀者大下落等之節たり共元來村役人共引請拜借之儀ニ付假令判迷仕候而モ是迄聊御厄介不奉願無事相立居申候然ルニ拜借仕候人別之所ニ而ハ右加判等者村役人共役前之様相心得居申候得共砂糖一條ニおゐては私共始組頭至迄大ニ手間取甚迷惑仕候万一見込違相滞候節者判迷仕無事相立候故是迄九朱之御貸方御座候得共壹朱御上壹ヶ月壹歩宛之御貸方被仰付壹朱者村役人共筆紙料として被下候ハ

高松藩に於ける砂糖爲替の研究

、雖有仕合ニ存候左候ハ、拜借人別之者加判願出候節其段申開候様可仕候此段御開置ニ相成候様宜被仰上可被下候

十一月

林田村政所

以 上

渡邊 横之助様、

谷

庄

八(以下十三名連記)

右の如く奥印爲替に就ても村役人が連帶して引受け、上司に迷惑をかけざる様致し居るに拘らず、債務者側が斯かる引受行爲は役人の當然の役前なる如く考へるは言語同斷なりとし、砂糖爲替に於ては甚だしく手数かゝる故、筆紙料の名目にて一朱の利上方を要求し、之を債務者たる借り手側に負擔せしめ、銘々の政所の役員に下附されん事を歎願してゐる。

## 六 砂糖會所及び出會所の問題

糖業專賣組織下にあつて最も重要な役割を果せるものは砂糖會所である。高松藩記は「興業意見」(農商務省編纂)の所説に典據して、次の如く附録に添へてゐるが、嚴密な定義は別として要點が窺はれる。

「天保六年高松と大阪とに砂糖會所を設け又樞要の諸港には砂糖問屋を置き之に諸爲替貸付金等を擔任せしめ、砂糖は大坂に積せ賣拂ふに隨ひ直に其の代金を會所に納めさせ、會所は其の正金を獲るに隨ひ、藩札引換の準備と爲したるなり」とある。

天保六年に設置せられたる會所の前身は、元來砂糖問屋であつて、此等役員のうちには民間より起用せられ士分に取立られたる者多きだけに、其の糖業事務には精通してゐた。藩よりは極めて低利に銀札の融通を受け之を糖業者に自己の危険に於て貸付るものであつて、其のため若し資金の回收不能に陥りたる場合は自ら辨濟すべき責を負ふてゐた。「砂糖方御用日記」に従へば、其歳の正月より始め、十一月までに、田地山林等を抵當として、會所引請人が砂糖方役所より融通を仰いだ金額、一回千數百兩を下ることなく、蓋し莫大な額に上るであらう。

砂糖爲替には、船中爲替・別段爲替・奥印爲替等の如く、資金が所謂生産的金融の方面におもむく場合、更に船中荷爲替の如く短期の純粹爲替金融を爲す場合、其他振替爲替の如く價格騰貴を待機する投機的金融に差向けられる場合等各種の場合が考察されるが、會所の仕事は資金を藩に仰いで運轉資本となしつゝ此等數者に跨り、其の時期より云へば肥料を他より購入して之を配分する時の一定の口錢から始まり、大阪へ輸送し終つて貸付利率と借受利率の差額收支決算にいたる迄、幾回となく巧みに資金を運轉して、藩庫を富ましむる原動力を築いたのである。而して、砂糖會所は、車株・搾り株・仲買株の下附並に冥加金の徴收にあたり、藩に代つて製糖業者の直接の監督を行つてゐた事勿論であるが、更に搾屋・締小屋などが組船によつて藩の大阪砂糖會所へ積上げする砂糖は、悉く此等高松藩會所の事前檢閲を受けてゐたのである。

(註一) 大阪木津川畔に高松藩砂糖會所の創設せられたのは、天保六年である。然しながら此の會所は大阪商人の好策



を退け讃糖を有利に販賣せん爲に藩が企圖せる一種直營の倉庫業兼務制のものであつて、糖業資金貸與を本務とする高松藩内の砂糖會所とは、自ら其の趣きを異にしてゐたと言ひ得る。

斯くの如く砂糖會所は高松藩の糖業政策上重要な意義を有してゐたものであるが、今文久四甲子年正月「砂糖方御用日記」<sup>(14)</sup>により、砂糖方が各會所・出會所に通告せる条文により最も正確なる數を検出せんに、<sup>(註一)</sup>  
<sup>(註二)</sup>

大川郡馬宿浦(配下出會所引田浦) 同郡三殿村(配下出會所、三本松村、小磯浦・松原浦・馬篠浦) 寒川郡津田浦(配下出會所、所鷺羽浦) 同郡志度浦(配下出會所、所小田浦)

山田郡木太村(出會所、庵次浦・檜ノ浦・相引・幸禮浦) 御城下(註三) 百間町(坂本屋松太郎)(配下出會所、所香西浦) 阿野郡北林田浦(配下出會所、敷浦・江尻浦・坂浦)

出 鵜足郡川原村(配下出會所、宇足津浦)

註一 此の砂糖方役所より各會所引請人に通告せる文章の主旨は、江戸南新堀一丁目之豪商森田屋半兵衛に對し、年額約壹萬樽の御國表に於ける直賣を許可せんとする旨諒承方を乞へるものであるが、江戸への直賣を統制上差控へる建前なりし當時としては相當無理な命令であつた。併し、巨額の冥加金もあり、藩庫全體としてこの措置はやむを得なかつたのであらう。

註二 乏しき筆者の見解では、今日迄に發表されたる論文・辭典では、高松藩に於ける砂糖會所として、林田浦・郡家浦・浮元浦・志度浦・津田浦・三本松浦・馬宿浦・城下百間町・同鹽屋町を擧げるのみであつて、配下出會所を指摘せるものは皆無であり、更に浮元浦に就ては、活字本の總ては浮を濁に訂正すべきである。一々の誤謬箇所の指

摘は、此處では省くこととする。筆者の典據資料は勿論渡邊英夫氏所藏文書である。

註三 前記文久四年の御用日記では、このところ只松太郎・忠五郎の二名の引請人を列擧せるのみであるが、此は後出

文の「附札」により百間町・丸龜町の兩人であることの類推が容易につく。

以上の九會所・十六出會所があり、此等二十五會所が當時の糖業政策金融上の實權を掌握してゐたと云へよう。

斯くて高松藩の會所は藩の強力的販賣統制の中樞機關となつたのであるが、元來、高松藩の砂糖取引に於ては「二分荷の法」が原則として採用された。「二分荷の法」とは組船の船頭が積登れる砂糖荷の中、其の二分は大阪砂糖會所に水揚して、會所より直接御屋敷立入仲買に賣り捌き、残りの八分は讃州方砂糖引請問屋に水揚して、會所に於ける落札價格を標準として賣捌く仕方である。安政二年五月、但馬屋小兵衛の改革案にも百樽のうち貳拾樽は御會所上ヶとし、殘額八拾樽に付ては、四拾樽は附問屋とし、其殘四拾樽は四等分圖引とし「是迄荷物上り兼候ものえも平等に相成」様均霑せしめようとしてゐる。

定

一 御國元御送り狀高砂糖百樽左ニ割

此内

一 貳拾樽

御會所上ヶ

高松藩に於ける砂糖爲替の研究

## 一四拾樽 附問屋上ケ

殘四拾樽是を四ツニ割拾樽四軒外ノ問屋鬮引を以水揚爲致候事 尤是迄問屋々々ニ掛り在之候船々者掛り問屋共に水揚爲致相殘ル分仲間惣立會ニ而鬮引いたし相當り候者荷物申受候事

一御荷物積登り何程ニ而も右割合を以取扱之事且百樽以下は御會所の水揚餘は附問屋に皆濟荷受爲致右百樽以上は割合之事尤以下たりとも船頭業□□之事

附り 右殘荷物鬮取ニ致候時は是迄荷物上り乗候ものにも平等に相成一同相續可仕自然不法いたし候者ハ右鬮之節相除取縮致し候事

而して斯かる場合、問屋は獨立計算を爲さずして、只單に砂糖の元賣捌きを委託されるのみであつて、砂糖代金は會所の手を経て彼等の手に入り、船頭への支拂も必ず砂糖會所の計算をくゞつたのである。

藩の此の強力的販賣統制も安政に入るに及んで弛みを生じ、搾屋のうちには、船頭に委任して直接大阪の砂糖問屋と相對賣買を始め、更に對岸の三備諸港、兵庫・三河・尾張・伊勢・江戸方面より北國地方へ直接白砂糖を賣り捌く者も生じた。猶安政三年に至つて「大阪會所揚樽物之義ハ去ル辰年ヨリ荷物船頭共都而隨意揚ニ相成其上一旦入札」と決定され、二步荷の法も一時入札一手拂に變じたが、然し「御國爲替付居申候分ハ格別ノ事」故是迄之通取扱はれ、貸付は依然行はれたものと考へられる。今、當時安政五年頃の運賃を見るに、

「一白砂糖並白下地運賃是迄ニ代銀貳步貳厘之所此度四厘相増遣都合貳步六厘(阿野郡北嶋足郡浦より積出之分)

一樽物壹挺ニ付是迄運賃貳匁之處に此度五分相増遣都合貳匁五分」

とある。茲に興深きことは、但馬屋小兵衛の「恐乍愚存奉申上候」にある如く、御國馬後浦より東は銀高に相成船々立行くも、津田より西は勘定悪敷船々難澁にて不正の義も出来る故運賃増方被爲仰付様懇願せる事である。大阪への距離が當然考慮に入れられるべく、上荷賃・仲仕賃の騰貴が問題となつてきたのであらう。

## 七 讚岐生産力遞増の問題

讚岐の砂糖は寛政二年、向山周慶が始めて白砂糖四五十斤を製造してより、近村の富農によつて甘蔗の栽培、砂糖の製造が試みられ、藩の積極的保護策により、寛政六年には既に黒砂糖を、同十年には白砂糖を大阪に積出したのであるが、之が慶應二年には四千萬斤、製糖輸出樽數四拾萬樽、甘蔗作付反別八千町歩の巨額に上り、まさに幕末に於ける全國産糖額の八割弱を占むるに至つたのである。<sup>(17)</sup> 據つて、こゝに製造工程を概観して、計數比較の問題に移らう。<sup>(18)</sup>

(一) 甘蔗の栽培 先づ原料たる甘蔗は、四月頃排水良好なる土地に植付けられる。甘蔗の栽培には多量の肥料を要し、大體一段歩當りの適量餅粕は三十貫目、油粕は七十貫目とされる。それ故、此の肥料代こそ讚岐砂糖生産費目の重要な部分を占めると言へるが、藩政時代には一段歩につき三兩二分の程度迄の奥印貸付が行はれたと謂はれる。いま「明治四年讚岐全國甘蔗初製糖損益比較表」により當時の原價計算をするに、初製糖生産費「肥料・地代・糖蔗苗・地拵人夫・栽培人夫・灌漑人夫・收穫人夫・剝皮女・繰子人夫・製煉人夫・

絞牛・器械損料・薪・樽・雜費の合計】三十三圓十九錢五厘の中、肥料代（餅粕・油粕・糖）は十一圓八十六錢を占めて居り、實に白下糖生産費の三六パーセントである。

(二) 白下糖製造工程 初製糖を白下糖と言ひ、其の製造は縮小屋と稱する製糖場で行はれる。縮小屋は、十一月より二月まで、即ち甘蔗收穫より白下糖製造の完了まで、約三ヶ月間の假小屋である。其の中では三個の石車から成る甘蔗搾汁器を二頭或は工頭の牛が廻轉せしめて居り、之によつて一日約二百五十貫の甘蔗が搾汁せられる。甘蔗汁は釜屋で焚き詰められ、最後に冷し瓶に移され、瓶の中で砂糖の結晶が出来る。これが白下糖と稱する含蜜糖であつて、二百五十貫の甘蔗から約百斤（一斤は二  
百三十匁）を造り得た。

(三) 白砂糖製造工程 白砂糖製造の工程は、主として搾屋と謂はれる製糖業者によつて行はれ、白下糖の蜜を分離するにある。而して、この工程は、搾屋の邸内にある押場で行はれるのが普通である。押場は縮小屋の如く假設的なものではなくて常設的なものであり、其中には種々の製糖器具が設備されてゐる、先づ白下糖を白布袋に入れて、職人が手で練磨し、次に押船に入れて重石をかける。押船は、醬油搾りの器械に類似してをり、白下糖の蜜を分離する機械である。練磨と壓搾はくりかへし行はれて、二晝夜の後に至つて漸く白砂糖が出来る。<sup>(19)</sup>

斯かる三段階を経て行はれる白砂糖の生産は、寛政末年、讃岐糖業が製糖法研究時代を脱して發展期に入つた頃には既に完成してゐたものと思はれる。而して、此の家内手工業的な生産方法には、他面職業的には、徐

々に分化が行はれ、一般農民たる糖業者は甘蔗の栽培と白下糖製造のみを行ひ、富農たる製糖業者は甘蔗栽培・白下糖製造・白砂糖製造の全工程を営んだのであるが、幕末にいたると白下糖の製品を縮小屋より買込んで、白砂糖製造のみを業とする搾屋も現はれた。かくて高松藩に於ける搾屋は、問屋制的家内工業的性質を帯びて大いに發展するに至つたのであるが、藩は糖業統制政策の立場から之を抑止して、搾屋は領内百人と限つてゐたのである。藩の糖業政策が製糖業者を強力に統制せる時代は、搾屋も縮小屋も共に單なる製糖業者に過ぎなかつたが、幕末に至つて藩の統制力が弛緩し、搾屋は大資本を擁して、自己の傘下に縮小屋を統率するに至つた。而して、其の最盛期に於ける搾屋の設備を見るに、當時讃岐糖業の中心地であつた大内郡の湊村の一搾屋など耶内には三ヶ所の縮場(一般農民の縮小)と押場(白砂糖製造工場)があり、押場には五六十臺の押船と其れに附屬する器具を擁し、一匹の馬、數頭の牛が飼養され、收穫人夫・剥皮女・馬方・絞人・製法人・再製人・少年など五六十人の勞働人員が使用されたと云はれる。斯かる巨大なる搾屋の發生は、幕末鹿兒島藩・岸和田藩・沖繩等に於ても見られざる所であり、此の一事實は、高松藩に於ける産糖生産力の増大をも裏書するものと言へよう。

次に産糖生産力遞増の計數的問題に入るが、産糖の主要生産地、大内・寒川兩郡に就て見るに、寛政二年より慶應元年にいたる八十年間に、毎年實に四十七町五段歩の平均を以て耕作段別を増してをり、就中弘化・嘉永の糖業全盛時代には、郡内甘蔗の田畑恰も林の如く、其の産糖額九百萬斤を算し、内國物産の主位を占めた

と謂はれる。<sup>(20)</sup>

斯くの如く、天保以前僅かに一・二萬樽の讃糖が、天保七年には八萬二千七百三十樽に、十二年後の弘化五年には十二萬二千六百十樽に、更に其後十年安政五年には實に二十二萬二千九百樽の激増を示してゐる。甘蔗植付段別より見るも、天保七年には千三百七十八町八段一畝なりしが、安政五年には三千七百十五町步となり約三倍の増加率を示してゐる。而して明治時代に入れば必ずしも此の遞増率を以て増加してゐないのであつて、同二十三年には三千九百六十二町八段餘となつてゐる。<sup>(21)</sup>

今こゝに天保六年保護政策實施後の讃糖産額遞増表を示さん、

年	甘蔗植付段別	製糖樽數	製糖斤數	製糖價額
天保七年	一三七八・八一・〇六 <sup>町畝步</sup>	八二、七三〇・一六〇 <sup>樽</sup>	八二七三、〇一六・〇 <sup>斤</sup>	二八九、五三二・〇二 <sup>兩</sup>
弘化五年	二〇四三・五五・一二	一一二、六一〇・九七二	一一二六、一〇九七・二	四三七、二一七・一〇
安政五年	三七一五・〇〇・〇〇	二二二、九〇〇・〇〇〇	二二二九〇、〇〇〇・〇	八三〇、四九五・三〇

備考 一斤は二百三十目、價金二匁三分として

の表を得、天保七年より明治四年にいたる三十六年間の通計を見るに、植付總段別八萬七千九百五十九町六段八畝九步となり、一箇年右期間の平均植付段別二千四百四十三町三畝十五步となる。樽數より見れば、一段步

平均六樽として計算せば、五百二十八萬一千五百八十樽餘の巨額にのぼり、一樽平均百斤入とし、一斤毎に舊藩札二匁三分として計算し、金一兩六十四匁五分の相場にて除すれば、實に其の通計千八百八十三萬三千五百二十一兩三朱の莫大なる額に達する。之を三十六にて除し平均値を求むれば、五十二萬三千百五十三兩餘となり、これが幕末に於ける讃岐の一箇年製糖價額と見て差支へなからう。

## 八 車株・仲買株・砂糖組船株讓渡の問題

近世に於ける諸藩の領域經濟活動・專賣仕法・株仲間精神には多分の團體品位保持の霸氣があり、往々利益を度外視せる血縁・地縁・共樂の紐帶や、連帶扶助の氣分の横溢せるものが認められる。<sup>(22)</sup>而して融通性なしと見られる藩政統制經濟にも、其の營業權の移轉などには、幾多の便法があつた。例へば、家督相續による諸株讓渡の外、各自成員が自己の權利株を賣却讓渡する事も認められてゐたのである。

別所則文氏所藏文書弘化四年十二月の店株御鑑札並賣品書人別相渡濟の連判帳には、香川郡に於ける合計五百參拾參名の店株鑑札受取の連記名が認められてゐる。<sup>(23)</sup>其の書入條項には、立場こそ異なれ、現時の統制經濟の道德律に髣髴たらしめるものがあり、各自が信用を保持して賣品書以外の商品は賣らざる事、安く且つ正札販賣する事、統制破りはせざる事等を申合せ、更に女子供が買物に來りたる時など「別而氣付不當之商仕間敷候」と云ひたるは、商業道德昂揚の問題が再要請されんとする現時、以て他山の石とすべきであらう。



「此度店株御鑑札並賣品書御渡ヒ下雖有頂戴仕候賣品書之外商仕間敷候義ハ勿論惣而御趣意之通譜品仕入骨折成共下直

ニ商可仕候

一店々申合せ賣直段相崩義ハ堅仕間敷候銘々落判ニ而正札商可仕候

但女子供買物ニ罷越候砌ハ別而氣ヲ付不當之商仕間敷候

右之通相守可申候若相背候へば如何様共御答可被仰付候爲後日依而連判如件

未 十二月

儲て次に(イ)車株、(ロ)仲買株、(ハ)砂糖組船株等の賣買讓渡の問題に移らう。

(イ)車株 砂糖車の株に就いては前に述べたる如く、高松藩が白下糖製造業を株制度下に統制し、農民の願出によつて鑑札を下附し、之を車株と稱して、毎年一株に付き金二分の冥加金を徴收したのであるが、農民は之に依つて、其の製造權を確認せられ、此の權利は必要なる場合、讓渡者被讓渡者合意の上、移轉せられたのである。次に、天保十五年の「御用日記」に依つて、其の實例を示さう。<sup>(24)</sup>

「 奉 願 上 口 上

右ハ車株私所持仕居申候處此度勝手ニ付宇足郡東川津村百姓新藏ノ讓渡申度候間何卒願之通相濟候様宜被仰上可ヒ下候

奉願上候以上

天保十五年

阿野郡北福江村

九月

百 姓 萬

藏

安井新四郎殿

右之通願出申候間願之通相濟候様宜被仰上可<sub>レ</sub>下候以上

九月

阿野郡北福江村庄屋

渡邊八郎右衛門殿

安井新四郎

東條和太右衛門殿

右の場合、阿野郡北福江村の百姓萬藏は自己所有の車株を宇足郡東川津村百姓新藏へ賣却し度き意思ある事を、福江村の庄屋、安井新四郎に願出たのであるが、同庄屋は更に、大莊屋渡邊八郎右衛門及び東條和太右衛門に取ついでゐる。願の通り許可されたと見える。更に、かゝる株の譲渡には相續の場合もあるのであるが、之はまた別の機會の研究に譲らう。

(口)仲買株 縮小屋と搾屋の間に介在し、小農民縮小屋の製作せる白下糖の購入を專業とする者に仲買人がゐたのであるが、藩は此の仲買をも株制度下に統制し、仲買鑑札を下附して、冥加金二朱を納めしめ、其數糖業の殷盛時には千人に達してゐたと謂はれる。而して、斯かる權利株は、また賣買譲渡された事勿論であるが、藩は糖業政策の立場から新株を停止し、其の絶對數を増さざる方針を採つてゐたものと見え次の如き、弘化元年十一月の庄屋より大庄屋へ宛たる「口上」書が存する。<sup>(25)</sup>

「口上」

「一當村ニ者砂糖仲買株少ク毎度差支之義申出候得共近頃新株之義御聞届難被成段申聞置御座候處外村者格別而砂糖製作

高松藩に於ける砂糖爲替の研究

人且絞屋商人も御座候間少く大買之者者仲買壹人宛。新製方連歩行候而小賣之者者仲買相成不申万事手後ニ相成存外損失等仕候義も毎度御座候而難澁仕候間今壹人御増ヒ下候様願申出候是迄仲買手足不申差支混雜仕候義者毎度之事ニ御座候間格別之譯ヲ以申出之通壹人御濟セ被下候様宜敷仰上可被下候以上

辰十一月

阿野郡北西庄村

庄屋謙

藏

渡邊八郎右衛門

本條利太右衛門

斯かる庄屋謙藏よりの申請に對し、大莊屋渡邊本條兩氏は阿野郡北西庄村百姓惣兵衛を新仲買人として推薦したのであるが、此の時上司によりて用ゐられたか否かは明らかではなく、用ゐられたとしても特例に屬する。

(ハ)砂糖組船株 高松藩に於ける砂糖組船は二百餘艘あり、之等は五艘を以て一組とし、組合を仕立て、大阪へ積登つたのであるが、一株毎に免許税金一步を納めて鑑札を受けさせてゐた。既に述べたる如く、組船は高價な砂糖を多く積送する關係上、非常の際の償却用として運賃の二十分の一を會所に預け、之を以て出畑を購入、共有としてゐたのであるが、此等組船の株も、必要に應じて賣却せられたのである。以下其の文書を示さう。

「奉願上口上

一私所持之砂糖組船株此度勝手之筋御座候ニ付當郡乃生浦廣瀬丸清五郎と申者に讓渡申度奉存候間此段相濟候様宜と仰

上可と下候奉願上候已上

安政四年

己二月

砂糖御會所

奥書定法仕渡

奉願上口上

坂出浦住吉丸

兼

吉判

一此度私義勝手之筋御座候ニ付當郡坂出浦住吉丸兼吉所持之砂糖積組船株讓請申度奉存候間此段相濟候様宜と仰上可と下候奉願上候已上

安政四年

己二月

砂糖御會所

乃生浦廣瀬丸

清

五

郎

右者定法奥書二月十四日仕渡指出候處三月五日願相濟候段申來候ニ付其段申渡候

砂糖會所

引

請

人

斯くの如く組船株讓渡を希望する坂出浦住吉丸、兼吉と讓請を希望する乃生浦廣瀬丸、清五郎の兩者は砂糖會所に向つて願書を差出し、二月十四日砂糖方に申請、三月五日には願相濟とて許可されたものである。

高松藩に於ける砂糖爲替の研究

## 九 結

## 言

— 經濟史學界への一試案 —

元來、名目金は官方・公卿・社寺或は諸侯が幕府の許可を得て、祠堂金・勸化金或は修覆料等の名目を附して行ひし金錢の貸附を言ふのであるが、諸侯は何れも名目金の貸附を行ひ得たかといふに左様ではなく幕府の御三家たる水戸・尾張・紀伊の諸侯に限られたといふのが學界通説となつてゐる。いま、水戸藩の分身とも見られる高松藩の砂糖爲替に就て見るに、其の名は船中爲替・別段爲替・春爲替等の名目を附してゐるが其實は御爲替(御用日記には爲御替とせる場合も多し。)或は爲替金といふ名目のもとに行へる全くの資金貸附業務である。然しそれが、單純なる金融的流通行程に於ける資金の増殖—少くとも熊野三山貸付金の如き無擔保大名貸—ではなく、生産的金融に深く滲透立脚し、確乎たる企畫と統制のもとに行はれたる藩營統制の仕法であつたし、熊野三山貸付業は六拾五萬五千四百七拾貳兩餘の債權を残して失敗せるに反し、高松藩のそれは成功したのである。

此の金融乃至生産統制は慶應三年「餘國問屋水揚禁止令」(28)の出される幕末に至つて大いに弛緩し、藩自體の政策にも遺憾の點が尠くなかつたのであるが、文化・文政の米主嚮從の時代を脱し、天保末から弘化嘉永にかけての所謂砂糖專業の積極的保護策斷行時代にあつては大いに治績をあげたものと見られる。先づその第一の證左は生産力の増大であるが、天保七年の甘蔗作付段別千三百七十八町八段餘が十二年度の弘化五年には、

二千四十三町五段餘に増加してをり、製糖斤數も八百二十七萬三千十六斤より千二百二十六萬千九十七斤へと飛躍的増大を示してゐる。更に、いま嘉永五年十月の「御爲替銀請拂指引帳」を見るに、役所請取として十一月分又でも銀札ノ八百三拾三貫八百五拾六匁、換算して此金壹萬貳千八百兩に登つてゐる。拾月分五千三百四拾三兩、拾二月分壹萬三千五百五拾三兩貳步貳朱等より類推して一箇年拾萬兩を下るまいと思はれる。

天保の初年藩庫の疲弊を救はんとして、九代の名藩主頼愷は家臣、木村默老・笈速水兩家老に研究せしめ、財政を救ふは當時漸く勃興せんとする糖業にしくはなしとし、勘定奉行日下儀左衛門・郡奉行杉野九郎左衛門代官竹内與四郎に詢り、宮宇地辰五郎を顧問として、銳意検討の結果得たる成案は、藩營直賣の仕法にあるとし、先づ從來發行の藩札四萬兩を増して糖業爲替金の資本とし、之を貸付んと計畫した。之に就いては、文化當初の銀札インフレーションを體驗して怯え切つた消極論者もゐたが、此等を一蹴して、主として日下儀左衛門の意見を用ゐて笈速水は藩公に上申したのである。「高松藩記」(30)「繫公下は此の間の事情を述べて遺憾がない。而して、此の御爲替金は、更に船中爲替・別段爲替・奥印爲替等の名目を附して農民・製糖家に貸與し、其の製品は藩公吏決定の賣價によらしめ、荷主其他の組船へは夫々船中荷爲替等の短期貸付金の融通を爲し、大阪砂糖會所へ水揚したる後は會所の指令を通して砂糖問屋を動かし、豪商黒川屋などの専門家を顧問として市價變動性多き砂糖の販賣策に成功したのである。斯くて糖業者に對しては一方増産統制を爲し、更に二分運上(製糖賣却の税)車株・仲買株・組船株等の鑑札下附、税金による收稅側からの統制を加へつゝ、斯業の發展にこ

れ努め御貸付金は「今年(天保六年)は初年故少数に候得共追々願人相増、兩三年之後は、毎年八九萬兩餘、拾萬兩、其後は拾四五萬兩、貳拾萬兩<sup>(31)</sup>へと逐年遞増し、讚糖生産額に正比例しつゝ藩財政は潤ひ來つたのである。いま元治元年砂糖會所引請人が惣連名にて調査の上、砂糖方に提出せる文書によれば「先不取敢去ル亥年製年内中大坂表義端浦に私共配下より積出候砂糖樽數取調仕見申候處別紙面之通白砂糖白下地樽物共都合七萬八千七百六挺之出樽ニ御座候然ル處當年者御領内何連も甘蔗餘程植畝増ニ相成申候ニ付當年之所者年内中拾萬樽位之積出ニ無御座候而ハ一統之融通方指支候義ト奉存候」とあり、更に其の内譯に、<sup>(33)</sup>

亥年製年内中積出砂糖惣樽數書出

貳千九拾七挺 (一)、白砂糖千七百八拾貳挺 一、白下地拾壹挺 一、樽物三百四挺)

川 原 砂 糖 會 所

壹萬七千八拾七挺 (一)、白砂糖壹萬五千九百貳拾八挺 一、白下地百四拾挺 一、樽物千拾九挺)

林 田 浦 砂 糖 會 所

壹萬三千八百四拾六挺 (一)、白砂糖壹萬六千九拾壹挺 一、白下地貳百五拾八挺 一、樽物貳千八百九拾七挺)

御 城 下 砂 糖 會 所

四千八百五挺 (一)、白砂糖三千九拾三挺 一、白下地四百拾壹挺 一、樽物千貳百壹挺)

木 田 砂 糖 會 所

壹萬貳千四百六拾壹挺 (一)、白砂糖九千六百六拾壹挺 一、白下地千九拾七挺 一、樽物千六百三挺)

壹萬貳千九拾八挺 (一、白砂糖壹萬四百三拾四挺

一、白下地三拾挺 一、樽物千六百三拾四挺)

志度浦砂糖會所

津田浦砂糖會處

壹萬八百七拾挺 (一白砂糖九千九百四拾八挺

一、白下地百拾五挺 一、樽物八百七挺)

三殿村砂糖會所

五千四百四拾貳挺 (一、白砂糖五千八拾貳挺

一、白下地貳拾三挺 一、樽物三百三拾七挺)

馬宿浦砂糖會所

右之寄

七萬八千七百六挺

別

一白砂糖六萬六千七百拾九挺

一白下地貳千八拾五挺

一樽物九千九百貳挺

以上

右之通御座候

子十月

とあるが、文久三癸亥年に於ける此の大坂積登の實績、七萬八千七百六挺は寛政六年頃の黒砂糖の試験的移出

高松藩に於ける砂糖爲替の研究



に比して、<sup>(34)</sup>まさに飛躍的發展の觀がある。此の價格、砂糖一斤二匁三分と見て概算二拾八萬兩と見られよう。更に、其翌元治元年には甘蔗の植付段別増加せりとて、拾萬樽の積出を希望するあたり、會所の側よりする積極的方が窺知せられ、甘蔗増産と金融の不可離の關係にあるを強調せる點が注目される。

高松藩に於ける爲替金の貸付は、慶應末より明治にかけても、猶活潑に行はれたるものである。明治二年の「砂糖方御用日記」によるも、砂糖會所引請人が「甘蔗作付人別々當年も正肥御貸被下候間仕込方貸渡等之義者其方共に被仰付候間萬端是迄之通相心得：取扱可申候尤代銀取立之義者十一月限ニ候所近年村方ニ寄限月納方及遲滯候向も在之哉ニ相聞候間彌十一月切ニ聊無滯取立候見込ヲ以人別取調貸渡候様兼而毎々村役人共々申渡在之候得共尙又此度相改限月無相違相納候様嚴敷申聞候間右様相心得於手元ニも等閑之貸方無之様取扱可申候」と誓つてゐるが、其の資金として、林田浦の砂糖會所引請人渡邊楨之助が例の如く砂糖方御役所より貸付元金の融通を仰いでゐる。同氏文書のうち、貳千兩は珍しい方であり、且つ此頃に至つて利息も月壹歩となつてをり、金札となつてゐる點も注目さるべきであらう。<sup>(37)</sup>

「拜借仕金札之事

一金札貳千兩也

己三月元

右者此度正肥御貸方之義引受被仰付候ニ付爲元立正金ニ而右之通拜借仕候所實正ニ御座候引當之義者先達而指上御座候  
田山山林御見込可被下候然ル上者壹ヶ月壹歩充之利息ヲ加へ來十一月限りニ正金ニ而返納可仕候爲後日依如件

明治二年

己二月

林田浦砂糖會所引受人

渡邊 楨之助

砂糖方

御役所

斯かる藩よりの資金貸出は明治四年に至つても猶行はれてゐるが、「砂糖方御役所」は同年末には「物産方御役所」に變り、更に五年には「物産會社」と改められてゐる。而して、所謂天保六年砂糖會所開設當初四萬兩と稱せられる藩庫の資金が幕末にいたる參拾年間に幾何増殖せられしかに就いては、今日のところ正確なる帳簿を見出し得ないが、只次の明治五年東西砂糖問屋物連名の「不願恐奉願口上」等により察するに、砂糖問屋が拜借殘のメ高にても拾七萬四千三百六拾七兩餘あり、恐らく通説の七八拾萬兩を遙かに凌駕するものと思はれる。藩は此の間屋側の殘金に對しても、貳朱乃至四朱の低利にて拾五ヶ年賦償還の申出を承諾し極めて寛大なる措置に出てゐる。

(38)

不願恐奉願口上

一金拾七萬四千三百六拾七兩貳歩

舊年拜借メ高

内別

一同七萬八百三拾七兩貳歩

昨未年爲替拜  
借納殘惣計

高松藩に於ける砂糖爲替の研究

(一七七) 七七

第十七卷 第二、三號

(一七八) 七八

一同四萬四百七拾兩

別段爲替拜借  
納殘爲替拜借

拾壹萬千三百七兩貳歩

但貳タ口壹ケ年四朱利足付ニ而拾五ケ年賦濟奉願上候

一金壹萬貳千百貳拾兩

肥代元惣計  
更舊御濟惣計

一金五萬九百四拾兩

但貳タ口壹ケ年貳朱之利足付ニ而拾五ケ年賦濟ニ奉願上候

一同五萬六千貳百三拾兩ト拾三錢六厘

施人極澁分个

但無利足貳拾ケ年賦濟奉願上候

右但シ書之通御採用奉仰願候以上

明治五壬申年

一東 西 砂 糖 問 屋  
惣 連 名

五月

五月十四日御開届書ニ相成右之通御布告有之各自所持之田地家産等相應之引充着入拜借證書更ニ可着出利子年賦ハ申出之通聽届當申歳ヨリ毎歳十二月廿日限リ上納可致事

壬申五月十四日

高松藩が藩としての糖業専賣は明治四年七月、廢藩置縣を契機として一應次の如く解體名義替が行はれるけれども、實質的には此の事業は「物産會社」として申出の通り聽許せられる。此の時「爲替金」は「拜借金」

に「砂糖方」は「物産會社」に、「大坂會所」は「大阪商社」に、藩内「會所」は再び天保當初の「砂糖問屋」に「組船」は其儘に、名稱變換のあと見えたるは實に興味深き固有名詞自體の變遷ではある。

懇願書抜書口上 (39)

一 拜借金御採用被成下候上者從前之通各浦夫々證券相納引當者其儘ニ差置申度事

一 物産會社ト改號仕度事 但下札讃岐國產取扱所ト可號願被仰聞候事

一 御定貳歩稅會社ニ而四月九月兩度ニ取立相納申度事

一 拜借金年限無滯上納候上は應返金貳拾步壹之私金相納申度候事 付札拜借金上納之上者稅上納及ザル事

一 組船者從前之通取爲組置度事

一 社長ニ揚雄造ヒ仰付度候事

一 大阪商社再營之儀者池村好之助ヨリモ出願之通御聞濟ヒ下候ハ、社長揚雄造共ニ据置度各浦ハ壹人ツ、更代示合仕度

事 付札大阪出張取扱所ハ社中見込ニ任スヘシ

一 築城用助名代ニ而舊取扱會所建家並諸品五々年濟ニ而御質下ケ奉願上候以上

一 右件之御採用之上者御縣廳御多端之御中奉恐入候ヘ共御布告奉願上規則之段者追而御届奉申上候以上 但付札布告

趣意無之段被仰聞度

明治五申五月

東 西 砂 糖 問 屋 判

香 川 縣 廳 御 中

高松藩に於ける砂糖爲替の研究

右件之付紙之外都而申出之通聽届候事

壬申 五月十四日

御

判

上來、筆者は順を追うて、すでに「砂糖爲替」は高松藩の糖業「資金貸付」と異名同質なる事を論證した積りであるが、最後に比較的新しき明治初期の資料によりて本稿を閉ぢよう。

明治二年の「砂糖方御用日記」<sup>(40)</sup>には「預り荷物爲替金之義者其時々之値段ニ應シ六七步通相渡候様可仕」とあるが、此の爲替金はまさしく（爲替）貸付金の義である。更に、明治十七年九月廿二日の「讃岐糖業大會社開設願」に據ると「舊藩主遠く慮る所あり…全部の糖業者をして緩急倚る所あらしめ以て奨勵し以て誘掖す之が爲替金の方法を設け運用適宜細民貧戸となく苟合の歡を呼び闔藩の富饒を致し候是を以て天下皆我が讃岐を南海の寶庫と名稱せらるゝに至る」と記してゐる。こゝに同會社の「定款」<sup>(41)</sup>を見れば、其の業務たるや甘蔗栽培・

製糖資金貸付・荷質（砂糖及肥料に限り其時價に應じ六・七割を貸付）荷爲替及び肥料貸付の五種であつて、四種目までが所謂資金貸付なることを察知しうるであらう。斯くの如く、製糖業に於ては特に肥料配分・生産から運送・製品販賣にい

たるまで、資金運轉が極めて重要な役割を占めるのであるが、高松藩に於ける場合、其の濟し方の藩吏及び會所・出會所以下の民吏には、たしかに金融の目先通れる吏僚が揃つてゐた。砂糖方及び大莊屋の日記類は之を立證しうるであらう。而して、明治中期二十八九年頃の讃岐糖業大會社の糖業挽回策が其の功を奏し得ずして農民の職業が漸次養蠶業と柑橘栽培に轉廢業しゆき縣の勸業七年計畫も之を支持しゆけるの事由に就いては、

また自ら問題は別とならう。即ち、はやくも臺灣の領有による斯業の東亞的性格の把握、機械文明・交通機關の發達、甜菜糖輸入による壓迫等それであるが、元來、讃岐の如き地にかくも製糖業の發達せるは、其の土地風土・氣溫・緯度等の自然的條件よりして最適なりしがためとは云ひ難く、一に藩の積極的保護統制策によれるもの、藩中心の封建的領域經濟が日本經濟的性格を具へ、更にまた東亞經濟的性格を具備せんとする初期の過程に於て、斯かる職業轉換乃至投産は寧ろ喜ぶべき現象と言はねばならない。(完)

〔註〕

(1) 「増補高松藩記」附録八九頁は五種の場合、「日本經濟史辭典」上卷六四九頁に六種の場合を列舉してゐるが、此處に七種の場合を列舉し得た。

(2) 嘉永三己酉年「砂糖方御用日記」及び之に差挟みたる手紙に依れば、此の時端浦行船には御爲替銀を貸渡せず、とて砂糖製造人共の不正行爲を戒め、更に念入りに斯かる爲替貸の場合は「船中、荷物爲見替」と説明し、御爲替銀返納方を等閑に付せざる様嚴達してゐる。

(3) 文久三癸亥年「砂糖方御用日記」(渡邊英夫氏所藏文書)

(4) 嘉永二己酉年「砂糖方御用日記」(同上)

(5) 堀江保藏「我國近世の專賣制度」九六頁

(6) 「増補高松藩記」三八三頁

(7) 「同」上「三八一頁

(8) 「同」上「三八四頁

高松藩に於ける砂糖爲替の研究

(9) 鎌田久明「讃岐の製糖業者控屋に就いて」(「經濟史研究」第十八卷第三號)

(10) 高松藩と黒川屋との交渉に就ては、岡田唯吉「商工經濟研究」第二卷第二號參看。

(11) 濱村正三郎「幕末に於ける高松大阪間の砂糖取引」(「經濟史研究」第二十四號)

(12) 天保十五年「御用日記」(「讃歌郡松山村、波邊英夫氏所藏文書」裏に大莊屋渡邊寛と大書してあるが、渡邊氏は同時に又會所引請人でもあつた。

(13) 「増補高松藩記」附録八九頁

(14) 渡邊英夫氏所藏文書「文久四甲子年正月砂糖方御用日記」中薬部に各會所引請人連名の文書が見える。

(15) 三浦乾吉氏所藏文書に、安政二年卯五月、但馬屋小兵衛が砂糖御掛り役人中へ「恐乍愚存奉申上候」とて、砂糖賣捌方改革私案を奉れるものが存する。

(16) 渡邊英夫氏所藏文書「安政五戊午年正月砂糖方御用日記」

(17) 鎌田久明「讃岐の製糖業者控屋に就いて」經濟史研究第十八卷第三號所收

(18) 高松商法會議所「讃岐國産製糖調査申書」(明治十五年六月)

(19) 濱村正三郎「維新前後の糖業」(「經濟史研究」第二十卷、第一號)。鎌田久明「讃岐の製糖業者控屋に就いて」(「經濟史研究」第十八卷、第三號)

(20) 大川郡砂糖史

(21) 岡田唯吉「讃岐砂糖史」(「商工經濟研究」第二卷三號) 濱村正三郎「幕末に於ける高松大阪間の砂糖取引」(「經濟史研究」第二十四號)。高松百十四銀行南新町支店所藏「糖業會社」永存往復書類綴中「明治廿三年全議甘藷作付反別初製糖高及肥料代價調」による。此の書類の檢出に就いては同銀行吉本重役の非常なる御配慮を煩はした事

を特に御禮申上げる。

(22) 宮本文次「株仲間の研究」二二六頁

(23) 別所則文氏所藏文書「香川郡東村々店株御鑑札並賣品書人別相渡濟請取連判帳」(弘化四年十二月)。人別比率を掲げると次の如きものである。

上ノ村四十一、中ノ村三十一、宮脇村十九、西濱村七、東濱村百二十一、松繩村一、安原上村三十一、安原下村四十六、東谷村六、川内原村三、川東上村十六、川東下村十二、岡村八、由佐村十三、西庄村二、横井村四、池内村四、吉光村七、大野村十一、寺井村三、宮村二十二、鹿角村五、上多肥村十三、下多肥村三、太田村十四、伏石村三、三名村二、百合村三十、出作村二十九、淺野村二十六。惣人数合而五百三十三人

(24)(25) 渡邊英夫氏所藏文書「御用日記」(天保十五年甲辰正月)

(26) 渡邊英夫氏所藏文書「砂糖方御用日記」(安政四丁巳年正月)

(27) 吉川秀造、明治政府と名目金(「經濟史研究」第一號)菅野和太郎、尾州家名目金(「經濟史研究」第四一號)堀江保藏、徳川時代の寺社名目金(「經濟論叢」第二七卷、第六號)寺尾宏二、水戸家名目金史料について(「經濟史研究」第十九卷第四號)菅野和太郎博士(「續大阪經濟史」二四三頁)拙稿「熊野三山經濟史」二七八頁

(28) 砂糖會所御用留

(29) 文久四年の「砂糖方御用日記」によれば、從來藩は砂糖の江戸直送を禁止せるにも拘らず、元治元年三月江戸の豪商森田屋半兵衛の御願表に於ける直買一萬樽を承認せんとしてゐる。元來、徳川期の商慣習では、かゝる「直買」「出買」「靜下買」「濱買」等は統制違反の語として賤しまれたのであるが、之に就いては、冥加金五千兩調達といふ條件ありし爲め勘定奉行中野次郎兵衛、綾野宗右衛門は藩に對する忠義だてより斯かる舉に出たものであらう。

高松藩に於ける砂糖爲替の研究



(30) 「増補高松藩記」三八一頁

(31) 「同上」三三三頁

(32)(33) 渡邊英夫氏所藏文書「砂糖方御用日記」(文久四甲子年正月)

(34) 「日本砂糖商業沿革史」四頁(朝武士獅子雄「糖業より見たる沖繩」附録)

(35) 大阪積登の成功斯くの如く明治元年辰十一月の「大阪砂糖會所請取書納通」に據れば其の最高の日、九月十一日などは、總額八千四百四拾三兩、利息金のみにも八百三拾五兩三歩壹朱あり、同年同月の「大阪會所金請取書取納帳」などには、丹藏(大藏)、藤兵衛(林田浦)、大作(坂出浦)、新兵衛(坂出浦)、政吉(乃生浦)等への御爲替金各數百兩に及んでゐる。而して、此等は一體一、二ヶ月貸出の短期貸付金にして、利息月壹割である。

(36)(37) 渡邊英夫氏所藏文書「砂糖方御用日記」(明治二己巳年正月)

(38)(39) 渡邊英夫氏所藏文書「砂糖方御用日記」(明治四辛未年正月)

(40) 渡邊英夫氏所藏文書「砂糖方御用日記」(明治二己巳年)

(41) 「讃岐製糖大會社定款及考課狀」四册(原本、高松百十四銀行南新町支店所藏)此の考課狀の披見については、南新町支店長三谷凌三氏の厚意あふれる御配慮を特に記して深謝し度い。

〔附記〕(一) 着任忽々此の貧しき論稿を成し得たことについては、一に安井校長閣下・小川福太郎先生・久川武三先生の御鞭撻御垂訓の賜物であり、謹みて感謝の意を表し奉る。

(二) 本論文の骨子に就いては野村兼太郎博士、小野武夫博士、黒正殿博士より割切なる忠言を賜はり、特に野村博士よりは手を取り親しく御指導を賜はつたことは終生忘れ得ざる感激の一つである。將來、新資料の發見につとめ、想を練り改むべきは改めて、深き學思に報ひ度き念願切なるものがある。